

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山市長

## 公表日

令和3年4月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号)に基づき、手当を支給する。当事務において次に掲げる業務を行っている。 ①特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当に関する申請書(新規・変更・喪失)を受理する。 ②各種手当の受給資格(年齢、生活状況、障がいの程度)について判定を行う。 ③受給資格者及び生計を一にする世帯の所得状況を調査し受給資格の判定を行う。 ④受給資格認定、受給額改定、受給資格喪失等の各種通知を発行し通知する。 ⑤受給資格者情報台帳を作成し管理を行う。 ⑥年に1度所得状況及び世帯状況、入院・施設への入所状況を把握し受給資格の再判定を行い必要に応じて結果を通知する。 ⑦和歌山県知事へ毎月の各種手当受給者数の変動状況を報告する。 ⑧国・県に対する手当の負担額を請求する。
③システムの名称	1 障がい者福祉システム 2 団体内統合宛名システム 3 既存住民基本台帳システム 4 個人住民税システム 5 中間サーバー 6 共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当情報ファイル・障害児福祉手当情報ファイル・経過的福祉手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 第47項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の67、68、69、85の項 法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第38条の3、第43条の3の2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の26、56の2、87の項 法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局 社会福祉部 障害者支援課
②所属長の役職名	障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山市 総務局 総務部 総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山市 福祉局 社会福祉部 障害者支援課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1060

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

